

横浜市地下街等の避難確保・ 浸水防止計画作成マニュアル

平成 28 年 7 月

(令和 4 年 2 月改定)

横浜市総務局

目次

横浜市地下街等の避難確保・浸水防止計画作成マニュアル

1 総則

| | | |
|-------|----------------------------|---|
| 1-1 | はじめに | 1 |
| 1-2 | 地下街等での浸水の危険性 | 2 |
| 1-2-1 | 事例紹介 | |
| 1-2-2 | 浸水による危険性 | |
| 1-2-3 | 地下街等での避難行動の特性 | |
| 1-3 | 避難確保・浸水防止計画作成の必要性 | 4 |
| 1-3-1 | 本規定の必要性について | |
| 1-3-2 | 避難確保・浸水防止計画の作成主体及び内容 | |
| 1-4 | 地下街等の範囲 | 5 |
| 1-5 | 避難確保・浸水防止計画を作成するために参考となる資料 | 6 |

2 浸水被害に備えた体制づくり

| | | |
|-------|----------|---|
| 2-1 | 浸水時の体制 | 7 |
| 2-2 | 浸水予防 | 8 |
| 2-2-1 | 防災体制について | |
| 2-2-2 | 浸水に備える | |
| 2-2-3 | 従業員等の教育 | |
| 2-2-4 | 利用者への啓発 | |
| 2-2-5 | 連絡体制の整備 | |

| | | |
|-------|---------------|----|
| 2-3 | 情報収集・伝達 | 14 |
| 2-4 | 自衛水防組織の設置 | 16 |
| 2-4-1 | 自衛水防組織活動要領（案） | |
| 2-4-2 | 自衛水防組織の編成と任務 | |
| 2-4-3 | 自衛水防組織装備品リスト | |
| 2-5 | 活動体制の確立 | 18 |
| 2-5-1 | 連絡体制 | |
| 2-5-2 | 対策本部体制 | |
| 2-5-3 | 各班の業務内容 | |
| 2-6 | 防災訓練 | 21 |
| 2-6-1 | 図上訓練 | |
| 2-6-2 | 実地訓練 | |

3 避難確保・浸水防止計画の作成

| | | |
|-----|---------------------|----|
| | 避難確保・浸水防止計画の作成要領 | 22 |
| 別添1 | 〇〇地下街自衛水防組織活動要領 | 29 |
| 〇〇 | 地下街自衛水防組織の編成と任務 | 30 |
| | 自衛水防組織装備品リスト | 30 |
| 別添2 | 〇〇地下街活動体制における班の業務内容 | 31 |
| 別添3 | 〇〇地下街緊急連絡網 | 32 |
| 別添4 | 〇〇地下街外部機関等への緊急連絡網 | 33 |
| 別添5 | 〇〇地下街避難経路図 | 34 |

4 計画の報告と公表

4-1 計画報告の流れ 35

4-2 計画の報告 36

4-3 横浜市に提出する書類 37

4-4 計画の公表 37

5 資料

5-1 消防法施行令 別表第1 38

5-2 避難確保・浸水防止計画 作成(変更)報告様式 41

1 総則

1-1 はじめに

近年、都市部の河川流域において、台風や集中豪雨等により地下街等の浸水被害が頻発しています。横浜市においても、平成 16 年 10 月に台風第 22 号の直撃を受けましたが、この際、横浜駅西口周辺において、大規模な浸水被害が発生しています。地下街等では、地表に比べ気象状況等の把握が困難であり、浸水時には、短時間で人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高いなどの特性があります。

このような被害の軽減を図るためには、河川や下水道施設の整備はもとより、地下街等を有する所有者又は管理者による、浸水防止対策や発生時の円滑かつ迅速な避難体制等を整備する必要があります。

本マニュアルは、水防法第 15 条に基づき、浸水想定区域内の地下街等で、横浜市防災計画「資料編」にその名称及び所在地が定められた、地下街等の所有者又は管理者が、単独又は共同して避難確保・浸水防止計画を作成するために必要な防災体制や情報収集、避難誘導、防災訓練等について記載しています。

地下街等の所有者又は管理者は、本マニュアルを活用し、避難確保・浸水防止計画を作成し、浸水被害の軽減・回避に備えることが必要です。

1-2 地下街等での浸水の危険性

1-2-1 事例紹介

■ 平成 16 年台風第 22 号における浸水被害

平成 16 年 10 月 9 日に横浜市を直撃した台風第 22 号により、市内では大きな被害が発生しました。特に、横浜駅西口周辺では、ホテルの地下駐車場等や飲食店、



百貨店等の地下施設に浸水し、一部の地下店舗では、浸水が天井まで達する被害も出ました。

また、小売店等では商品が水に浸るなど、多くの被害が出ました。

写真は、平成 16 年台風第 22 号により
被害にあった横浜駅西口周辺の状況

■ 他都市における浸水被害

平成 11 年の梅雨時に福岡で発生した豪雨では、博多駅周辺のオフィス街が冠水し、地下街に洪水が流入したことにより、ビルの地下 1 階が水没し、飲食店の従業員が逃げ送れて死亡するという事故が発生しました。

また、同年 7 月、東京都新宿区では、雷を伴う豪雨により、低地の住宅地が冠水し、エレベーターで地下室の様子を見に降りた男性が、水没した地下室に閉じ込められて死亡する事故が発生しました。

1-2-2 浸水による危険性

地下街等での浸水は、地表での浸水と異なり、思いのほか早く起こるため、想定外の被害が発生しやすいものです。地下街等での浸水による危険性としては、次のようなものがあげられます。

ア 貯留型の浸水

地表での浸水は、その地形に沿って流下、拡散していきませんが、地下街等においては、限られた狭い空間、いわば箱の状態の中に水を貯留していくばかりであり、その危険性、被害は大きくなります。

イ 浸水位の上昇速度

例えば、500 m²程度の地下施設の場合、浸水が始まってから、おおよそ 20 分～30 分

程度で天井まで達してしまいます。

ウ 水圧により扉が開かなくなる

30 cm～50 cm程度の水深でも、水圧により扉の開閉ができなくなります。開閉は、外開きだけでなく、内開きの場合でも開かなくなります。

エ 地下にある電気設備等は浸水で停止して使えなくなる

非常用照明や避難誘導灯も浸水時は使えなくなり、危険である場合があります。また、浸水時のエレベータは危険です。さらに、停電により防火扉や防火シャッターが閉まってしまう可能性もあります。

1—2—3 地下街等での避難行動の特性

地下街等での浸水時の避難行動は、地表とは異なった特性があるため、十分な注意が必要です。

ア 地表の状況がわかりづらいため、気象や降雨状況による浸水の危険性の把握が難しい。

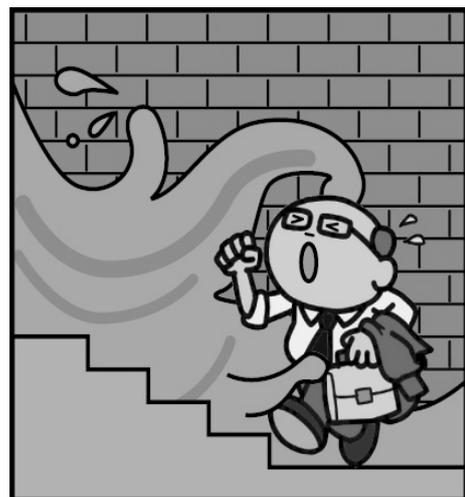
イ 浸水による停電で暗闇になり、避難方向の確認が困難となるため混乱が予想される。

ウ 非常時において、通路等の状況が把握できず、方向感覚を失いやすい。

エ 流入してくる水に逆らって階段を上ることは、困難な上に危険を伴う。



水圧でドアは開きません



地上が冠水すると一気に水が流れ込んできます

1—3 避難確保・浸水防止計画作成の必要性

水防法第15条の2では、浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者は、避難確保・浸水防止計画を作成するよう規定されています。

1—3—1 本規定の必要性について

平成13年の水防法改正により、地下街等について、市町村地域防災計画の特例措置を講じて迅速に洪水予報の伝達を行うこととしましたが、洪水による浸水被害はその後も頻発しており、また、洪水情報が地下街等に伝達されたとしても、当該地下街等の中でそれらの情報が利用者に的確に伝達されないなど、依然として、施設利用者の浸水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることができず、地下街等の避難確保対策としては、不十分なものとなっていました。このため、平成17年に水防法が改正され、市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成することになりました。

平成25年の水防法改正では、新たに「浸水防止計画の作成」「訓練の実施」及び「自衛水防組織の設置」が義務付けられました。また、平成27年の水防法改正では、「地下街等」の対象に、地下に建設予定又は建設中の施設が追加されました（ただし、地下に建設予定及び建設中の施設は、「訓練の実施」及び「自衛水防組織の設置」については対象外）。

また、計画作成時には地下街等と連続する施設（接続ビル等）で、地下街利用者の洪水時等の円滑・迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、当該施設側の意見を聴くように努めることとなりました。

横浜市では、市防災計画において地下街等の範囲、名称及び所在地を定めるとともに、地下街等の所有者又は管理者が、的確に避難確保・浸水防止計画を作成することができるように、必要な支援を行うよう努めてまいります。

1—3—2 避難確保・浸水防止計画の作成主体及び内容

避難確保・浸水防止計画は、地下街等の所有者又は管理者が作成することとしています。

大規模な地下街等については、その経営主体が、中規模な地下街等については組合組織等の代表者が、また、個別ビル等の地下施設については地下施設の所有者又は管理者が、計画を作成することが想定されています。

避難確保・浸水防止計画で定めるべき事項は、次のとおりです。

- ① 洪水時等の防災体制に関する事項
- ② 洪水時等の避難の誘導に関する事項
- ③ 洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- ④ 洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- ⑤ 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

⑥ 自衛水防組織の業務に関する事項

⑦ その他、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

なお、防災体制等については、消防法に基づく「消防計画」等を参考に作成してください。

1-4 地下街等の範囲

横浜市防災計画で定める地下街等の範囲は、水防法に基づく浸水想定区域内にあるもので、次のとおりです。

1 下表に掲げるもの

| | |
|---------|---|
| 地下街等の範囲 | 1 消防法施行令別表第1（十六の二）項に掲げる防火対象物の用途に供されているもの（※1） 2 地階に駅舎を有するもの（※2） 3 大規模地下道、地下コンコース 4 その他、市長が必要と認めるもの（※3） 5 前記1から4に掲げるものとして地下に建設が予定されているもの及び地下に建設中のもの |
|---------|---|

「地下街等の範囲」表中（※1）、（※2）（※3）の、具体的な施設の種類の、次のとおりです。

（※1）

| | |
|---------|-----|
| （十六の二）項 | 地下街 |
|---------|-----|

（※2）

| | |
|-------------|--------------|
| 地階に駅舎を有するもの | 市営地下鉄の一部の駅 等 |
|-------------|--------------|

（※3）

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| その他、市長が必要と認めるもの | 建築物の地階が、地下街、地階の駅舎又は大規模地下道などに接続している施設 |
|-----------------|--------------------------------------|

※4 消防法施行令 別表第1は、当冊子巻末の資料（P.37）をご覧ください。

2 横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）第69条第1項第3号の規定により防火管理者を定めなければならない、50台以上の車両を収容する屋内駐車場で、地階に駐車場を有するもの。（大規模な地下駐車場）

なお、避難確保・浸水防止計画を作成する地下街等については、市防災計画「資料編」に、その所在地及び名称を掲載します。市防災計画の閲覧については、市立図書館、各区役所総務課又は総務局危機管理室等でご覧いただけます。また、本市ホームページで公開しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosaikeikaku/shishin/keikaku/siryu.html>

1-5 避難確保・浸水防止計画を作成するために参考となる資料

(1) 横浜市内の浸水想定区域の確認

国土交通省及び神奈川県では、河川ごとの浸水想定区域図等の情報を公開しています。

○国土交通省京浜河川事務所ホームページ：洪水浸水想定区域図

http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index070.html

○神奈川県ホームページ：神奈川県の洪水浸水想定区域

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3747/>

(2) 地下街や大規模な地下施設において避難確保計画を作成する場合には、次のものを参考としてください。

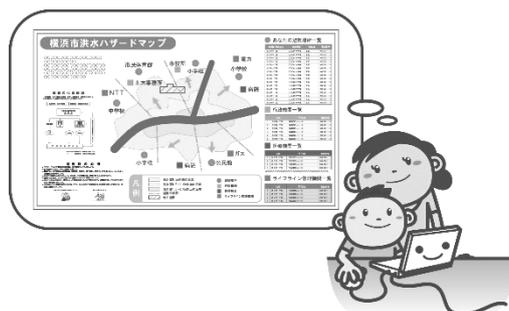
○地下空間における浸水対策ガイドライン

(国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/chika/

【参考】横浜市では浸水想定区域図を基に、「洪水ハザードマップ」を作成し、危機管理室ホームページで公開しています。次のURLから見る事ができます。

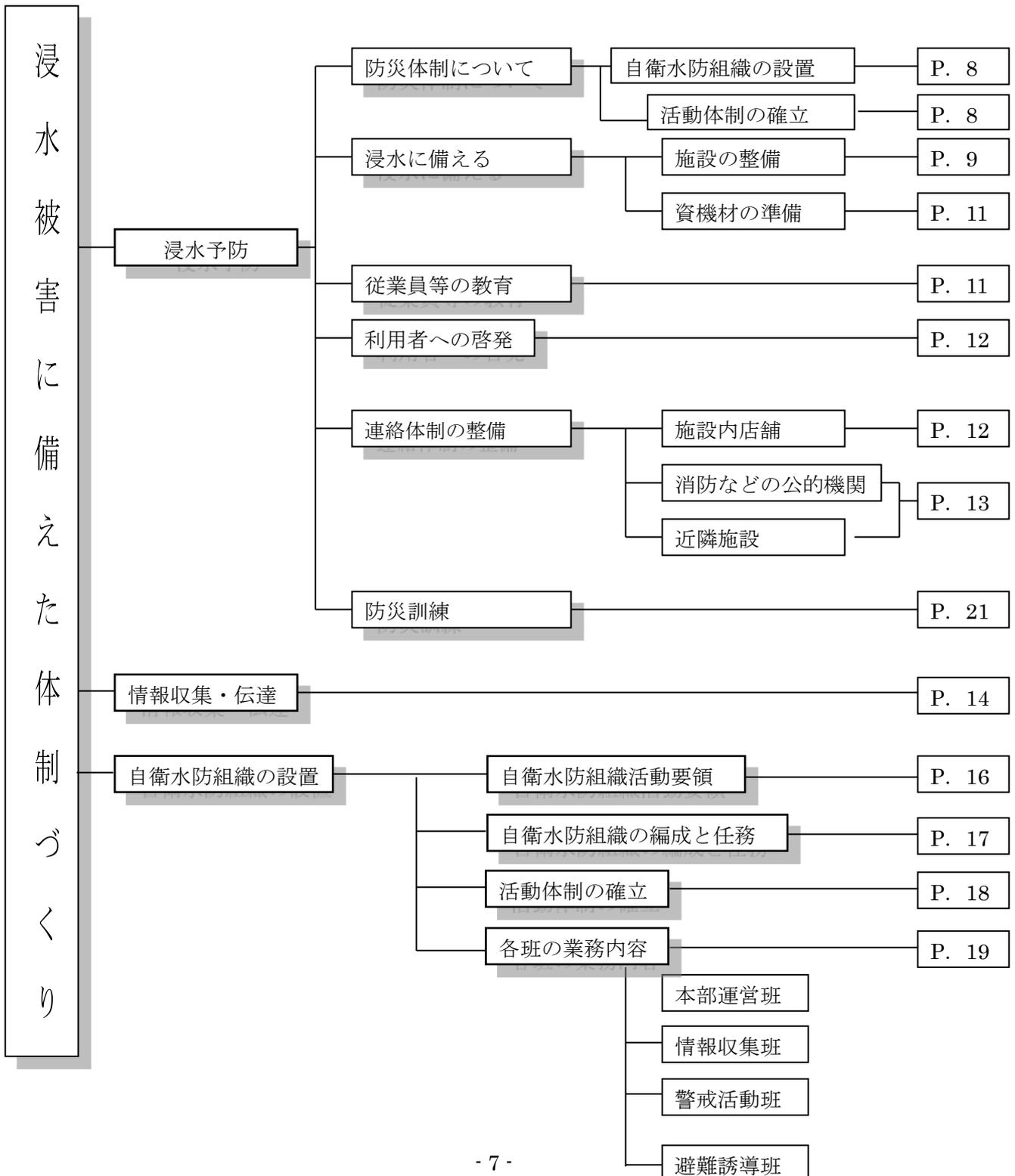
<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/flood-hmap/>



2 浸水被害に備えた体制づくり

2-1 浸水時の体制

施設の利用者の安全な避難を行うためには、地下街等の所有者又は管理者が、浸水被害に備えた体制を確立しておく必要があります。ここでは、浸水被害に備え、どのような役割等があるか見てみましょう。



2-2 浸水予防

地下街等を安心して利用するためには、洪水などにより地下街等が浸水する危険がある場合に、その利用者、社員やテナント従業員（以下「従業員等」という。）を迅速に避難させることが重要です。また、浸水に備えた設備等の対策や資機材を使用した対応等が必要となります。そのため、事前に防災体制を確立して、それぞれの役割を定めておくことが重要です。

なお、防災体制については、消防法に基づき防火管理者が作成する「消防計画」を参考にするなど、効率的な運用を図る必要があります。

2-2-1 防災体制について

(1) 自衛水防組織の設置

浸水危険時の対応には、気象や河川水位等に関する情報の収集、施設利用者への危険情報の伝達・周知、浸水防止等の警戒活動、避難誘導、防災関係機関への情報連絡等があり、それぞれの対応方法や体制について事前に計画しておく必要があります。

このため浸水危険時に、迅速かつ効果的な対応をはかるため、自衛水防組織を設置し、その組織体制や役割を定めます。

なお、地下街等のうち、その所有又は管理権を持つ方が複数存在するものについては、地下街等を構成する関係者が共通の認識を持って浸水対策に取り組むため、既存の防火・防災管理協議会等の枠組みを活用するなどして共同して自衛水防組織を設置し、出入り口のかさ上げ、防水板の設置などのハード面の整備や防災訓練の実施など、ビルや建物等全体の浸水対策について、日頃から協力体制を確立します。

■ 自衛水防組織の編成

統括管理者を中心に、利用者の安全の確保を図ります。

組織編成と装備品の例は、2-4-2及び2-4-3のとおりです。

○統括管理者

総括責任者として、情報収集・伝達、警戒活動、避難誘導、浸水防止活動等について、各班に対し必要な指示や判断を行います。

○本部運営班

統括管理者を補佐し、総括管理者の指示、判断に必要な各種情報を収集するほか、統括管理者の指示を各班に伝達するなど、全体の総合調整等を行います。

○情報収集班

気象・洪水情報、河川の水位状況、避難情報等をテレビ・ラジオ、インターネット等を活用し収集するとともに、地表の降雨の状況や施設の浸水状況などについて収集します。

また、気象情報や避難情報等について、施設利用者等へ伝達します。

○警戒活動班

浸水に備え、排水用資機材、防災用資機材等の点検・準備等のほか、施設内の浸水状況の把握や浸水時の応急活動を実施します。

また、平常時には、排水用資機材等の保管や整備等を行います。

○避難誘導班

浸水に備え、避難経路の点検・確認や拡声器、懐中電灯等、避難誘導に必要な資機材を準備します。また、浸水時には、施設利用者等を安全な場所に避難誘導します。

平常時は、浸水を想定した避難経路の設定や、安全な避難先などについての確認を実施します。

(2) 活動体制の確立

台風や集中豪雨による洪水で、地下街等が浸水する危険がある場合に、利用者及び従業員等の迅速かつ円滑な避難を確保し、被害の軽減と拡大の防止を図るなど、総合的な応急活動を実施するため、自衛水防組織の活動体制を確立します。

活動体制の例は、2-5のとおりです。

2-2-2 浸水に備える

(1) 施設の整備

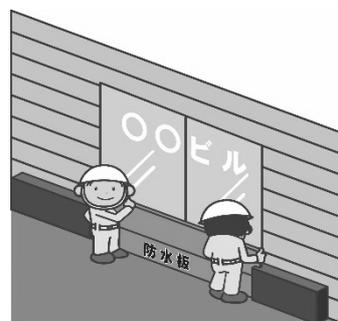
■ 避難経路図の整備

□ 避難経路図の作成

地下街等の浸水時における避難経路は、消防法で定める「消防計画」の避難経路とは異なり、施設の地理的条件などを考慮することが必要となります。

例えば、避難階段や地上の出入口が敷地内でも低い場所にある場合、又は、地階のフロアに傾斜がある場合で避難の際、すでに浸水が始まっている等の状況が考えられます。

これらを十分考慮し、地階ごと、店舗ごとに、避難先（地上又は2階以上の安全な場所）までの避難経路図を作成します。



□ 避難経路図の標示

避難経路図を作成した場合は、利用者の目に付きやすいところに標示します。

■ 防水板や防水ゲート

地下街等への出入口には浸水を防ぐための防水板や防水ゲートの設置が有効となります。地上部分で冠水や滞水が始まると自動で板がせり上がるタイプのものもあります。

■ 出入口のかさ上げ

新しく施設等を建築又は、改築等行う場合には、地表から地下街等への出入口部分のかさ上げを行うと浸水対策として有効となります。その際、段差を用いたものやスロープ等でのかさ上げをします。なお、出入口部分の段差等については、車いす等の利用に配慮するよう「横浜市福祉のまちづくり条例」で設置基準が決まっています。詳しい内容は横浜市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jor-ei/machizukuri/barrierfree.html>

■ 地上監視システム（CCTV等）

地表の状況が、地階に居ながらリアルタイムに把握できる監視カメラを設置すると、迅速な情報の収集が行えます。その際は、浸水しやすそうな箇所へ設置します。

■ 浸水センサーなど

地階に居ると地表の様子が分かりづらいため、地表が冠水や滞水してきた場合に発見が遅れてしまい、浸水の原因となります。地下街等への出入口付近に浸水センサーを設置すると迅速な情報の収集が行えます。冠水や滞水が始まると、ブザーなどで警告します。

また、自動立ち上げ式の防水板と連動したものもあるので、より早い浸水対策を図ることができます。

■ ドライエリア^(※)周辺や換気口の立ち上げなど

ドライエリアの上端を高くすることで、水の浸入を防ぎます。また、地面に設置してある換気口などからも浸水する危険があります。換気口の立ち上げ等の対策を行います。

(※)ドライエリアとは、地下空間の防湿、通風、採光などのために建物の外側に設けられる掘状の空間のこと

■ 避難タラップや避難ハッチ

地階にある電気設備室等からの避難設備としてタラップやハッチを備えておきます。

■ 排水設備

地下施設にある排水設備は、下水の本管からの逆流が考えられるため、逆流防止のためのバルブ等を設置します。

(2) 資機材の準備

備えておきたい主な資機材は、次のとおりです。これらの資機材は、常に使用できる状態に保つために定期的な点検や整備を行い、適正な保管に努めましょう。

また、保管場所を周知して、誰もが使える状態にしておきます。

| | | 資機材名 | 備考・用途など |
|---------|----------|----------------|---------------------|
| 共同で使用する | 排水用資機材 | 排水ポンプ | 施設の規模に応じた台数を用意する |
| | | 発電機 | 排水ポンプやその他の電源用 |
| | | 水切り | 床に溜まった水を掻き出す |
| | 防水用資機材 | 土のう | 出入口の規模に応じて必要数を確保する |
| | | 防水板 | 出入口付近に設置する |
| | | ブルーシート | 暫定的な防水処置など、多用途に使用する |
| 個人装備 | 長靴 | 浸水時の警戒活動時に用いる | |
| | 懐中電灯 | 浸水時の停電に備える | |
| その他 | 拡声器 | 避難誘導等に活用する | |
| | トランシーバー等 | 情報収集・伝達に使用するもの | |

2—2—3 従業員等の教育

地下街等の所有者又は管理者は、従業員等が平常時から備えるべきことや、分担して協力すべき浸水への対策について、防災教育を行っていく必要があります。

また、避難する際の災害時要援護者への配慮についても、施設全体で協力していくための教育が必要です。

■ 日頃からの備え

| | |
|--------|-------------------------------|
| 地理条件 | 当該施設の立地条件の確認（低地であるか等） |
| | 過去の浸水被害実績等の確認 |
| 危険箇所把握 | 地下街等への出入口や換気口など浸水の可能性がある箇所の把握 |
| 情報収集 | 情報の入手先やその方法、入手した内容の解析等 |
| 資機材取扱 | 備えている資機材の取り扱いと点検整備 |

■ 浸水への備え

| | |
|------|---|
| 浸水対策 | 早い段階から地下街等の出入口に土のうを積むなどの事前対策を実施する |
| 電気系統 | 電気設備系統に浸水すると、停電や誤作動、感電の危険があるため、防水対策などの措置を行う |

■ 避難への備え

| | |
|------|--|
| 避難時 | 浸水の可能性がある場合は、早めに避難する |
| | 高齢者等の災害時要援護者に対して避難時の救援等を行う |
| | 避難経路は浸水により限定されるため経路について確認しておく |
| 施設設備 | ドアの外側が浸水していると水圧により開かないことがあるので注意する |
| | 土のうを積む際は、避難の妨げにならないように注意する |
| 電気系統 | 浸水や漏水により、防火シャッターが誤作動し、避難経路を遮断することがあるので、シャッターにより塞がれたときの避難経路も確認しておく |
| | 停電等により電話やインターホンが使用できなくなる |
| | 浸水による停電により、照明が消えたり、エレベータが停止したりすることがある。エレベータは、中に水が入ってきて避難できなくなることがあるので、絶対に使用しない |

2—2—4 利用者への啓発

地下街等の所有者又は管理者は、利用者の安全が確保できるように、当該施設の浸水時の危険性や、その際の避難時における対応策などを周知するために、リーフレット等を作成し配布します。また、避難確保・浸水防止計画を公表することが義務付けられています。

2—2—5 連絡体制の整備

(1) 施設内店舗

気象情報などを入手し、その情報により浸水の危険があると判断した場合には、地下街やビルなどに入っている店舗などへ連絡します。その際は、できるだけ迅速かつ正確に伝える必要があるため、伝える内容などについてあらかじめ決めておきます。

また事前に、緊急連絡網等を用意し、連絡手段についても検討しておきます。連絡網や連絡手段について関係各所に配布又は周知するほか、必要な箇所に標示等しておきます。

また、深夜など、所有者や管理者が不在の際の連絡先も用意しておきます。

(2) 消防などの公的機関

地下街等に浸水が始まり、避難を開始したにもかかわらず、万が一、人が取り残されている、又はその可能性がある場合には、地下へ向かうことなく、早急に消防署などに連絡をします。

(3) 近隣施設

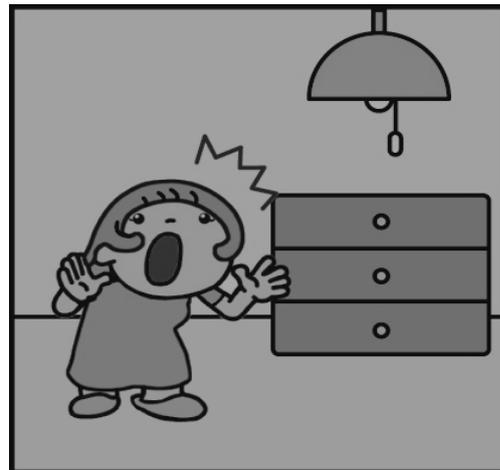
地下の部分で、隣のビルと接続している施設については、入手した気象情報などをお互いに共有します。そのための、連絡網などを作成し、常に連携した対策にあたります。

【浸水による電気設備等の停電について】

地下に電気設備がある施設では、浸水した場合、施設全体の停電が発生することが想定されます。その際、エレベータは作動しなくなります。万が一エレベータ等に乗りに合わせていた場合には、閉じ込めの被害にあうことも考えられます。

地下街等が浸水したときの避難にはエレベータの使用はしないようにしましょう。

また、停電により防火扉や防火シャッターが閉まってしまう可能性もあります。避難経路を考える際は、この点にも注意して考えましょう。



2-3 情報収集・伝達

- 横浜市危機管理室ホームページで気象情報等を入手する。(気象情報のページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/information.html>

【掲載メニュー一例】

一般気象情報（警報注意報、天気予報、天気図、レーダ、台風、降水予測、アメダス、気象衛星画像、防災気象情報 など）、レインアイよこはま、港湾局潮位情報 など

- 横浜市防災情報Eメールで防災情報等を入手する。

あらかじめ登録したパソコン・携帯電話に防災情報等を電子メールで配信します（1500文字以内）。気象情報や河川水位情報は登録状況に応じて自動配信されます。

【登録方法】

下記のアドレスにメールを送信すると案内メールが届きます。案内メールの手順にしたがい登録してください。

entry-yokohama@bousai-mail.jp

- ツイッターで災害関連情報を入手する。

横浜市では、災害関連情報をお知らせするため、Twitter（ツイッター）を利用しています。

インターネットを利用できる環境（パソコンやスマートフォン、携帯電話など）があれば、誰でも読むことが可能です。

アカウント URL: https://twitter.com/yokohama_saigai

- 河川水位情報をホームページで確認する。

<https://mizubousai.city.yokohama.lg.jp/index.html>

- テレビやラジオの気象情報

- 区役所から提供する緊急情報等

横浜市防災計画「資料編」に施設の名称及び所在地が定められた地下街等の施設の所有者又は管理者に対し、施設が所在する区役所から、次頁の情報（※）をFAX又は電子メールで配信いたします。

（※）次頁の情報のうち、当該施設に関する情報に限ります。



<区役所から提供する緊急情報等の一覧>

| | |
|-------|---|
| 洪水予報等 | <ol style="list-style-type: none">1 大雨警報、大雨特別警報、洪水警報、高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報、津波注意報、津波警報、大津波警報2 鶴見川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）3 多摩川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）4 水位情報周知河川における避難判断水位（洪水特別警戒水位）到達情報5 避難準備情報、避難指示及び緊急安全確保措置の指示6 その他、浸水対策上、有効な情報 |
|-------|---|

2-4 自衛水防組織の設置

洪水時等に利用者の安全を確保するため、以下の要領に基づき自衛水防組織を設置します。

2-4-1 自衛水防組織活動要領（案）

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあつては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時等において避難確保・浸水防止計画に基づく円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるような組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動等について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、本部運営班、情報収集班、警戒活動班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）〇〇〇〇（最低限、通信設備を有する場所とする。）を自衛水防組織の活動拠点とし、本部運営班及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

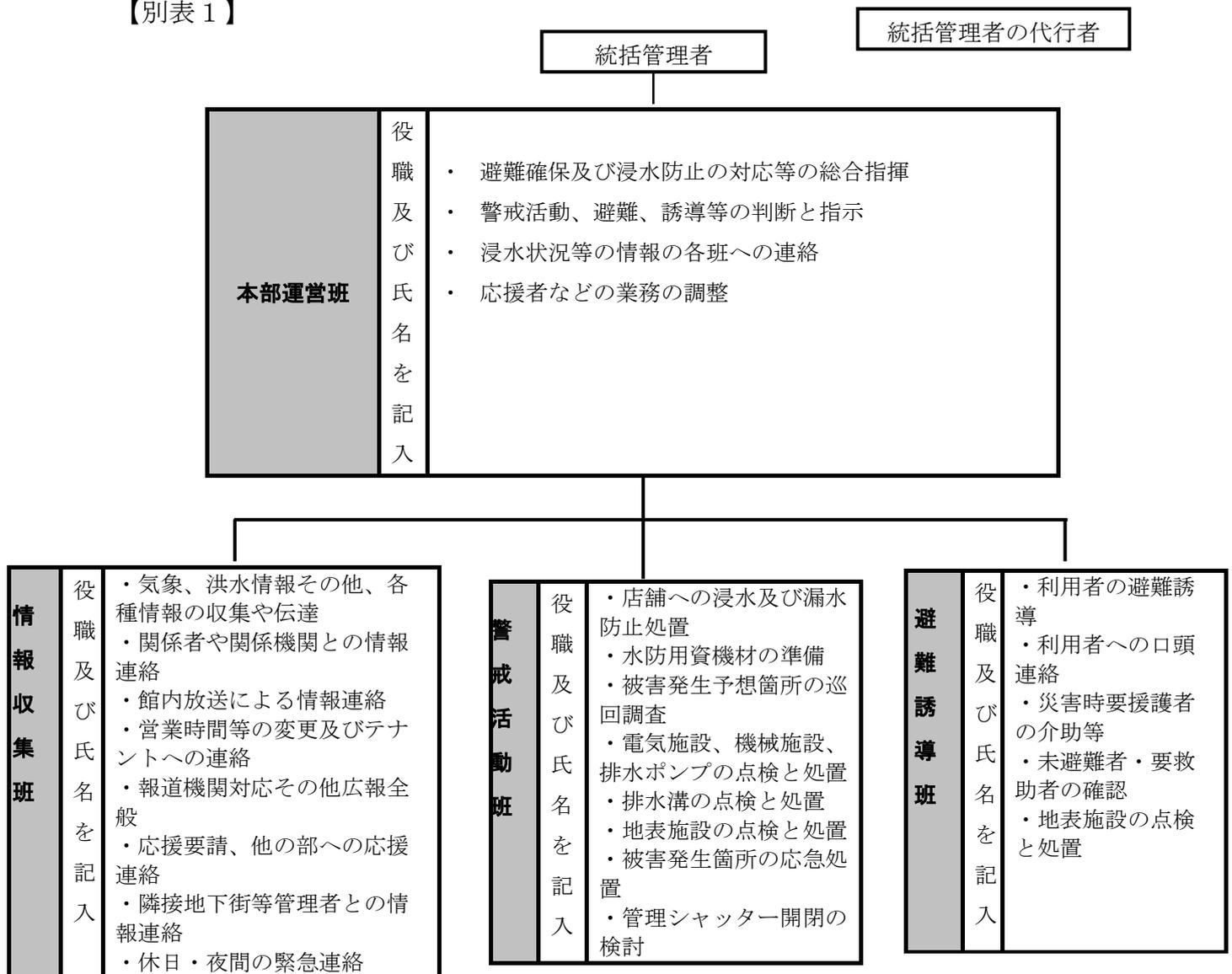
（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が〇〇〇〇に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき情報収集、浸水防止及び避難誘導等の活動を行うものとする。

2-4-2 自衛水防組織の編成と任務

【別表1】



2-4-3 自衛水防組織装備品リスト

【別表2】

| 任 務 | 装 備 品 |
|-------|--|
| 各班共通 | 名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| 警戒活動班 | 水防用資機材（土のう、水のう、防水板、ブルーシート等） ※水のう：水を含ませることによって、土のうのように浸水防止を図るもの |
| 避難誘導班 | 誘導の標識（案内旗等） 携帯用拡声器 |

2-5 活動体制の確立

活動体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、次の内容を参考に施設の実情に応じて設定します。体制確立の基準は、河川からの氾濫水等の到達や、避難及び浸水防止対策を完了するまでに要する時間等を考慮して設定します。

また、**避難指示**が間に合わない場合等も想定して、体制確立の基準となる情報を複数設定し、いずれかに該当した場合に体制を確立します。

2-5-1 連絡体制（又は注意体制）

この体制の設置の目安となる基準は次のとおりです。

- ・ 大雨洪水注意報が発表されたとき
- ・ 台風の襲来や大雨が予想されるとき
- ・ 今後、浸水のおそれが見込まれるとき

浸水が発生する危険性が高い場合に、素早い対応等ができるよう、常に連絡が取れる状態に保っておく体制です。情報収集や浸水対策を行うなど、実際に活動する場合に素早い体制を確立できるよう、土のうなどの資機材の準備等しておきましょう。

2—5—2 対策本部体制（又は警戒体制・非常体制）

この体制の設置の目安となる基準は次のとおりです。

- ・ 大雨洪水警報・大雨特別警報が発表されたとき
- ・ 避難指示等が発令されたとき
- ・ 鶴見川又は多摩川洪水予報（洪水警報）が発表されたとき
- ・ 水位周知河川で避難判断水位の到達情報や氾濫警戒情報が発表されたとき
- ・ その他、高潮や津波等での浸水の危険が予測されたとき

この体制では、迅速・的確な情報の収集と、適時適切な利用者の避難が必要となります。

また地階に、主として、高齢者や乳幼児等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、避難準備情報が発表されたときに対策本部を設置するなど、柔軟な対応が必要です。このため、避難準備情報や避難指示等の情報には、十分注意しておきましょう。

2—5—3 各班の業務内容（例）

活動内容について、実際の状況を例にとり、ご紹介しましょう。

| | | 事柄 | 対応する班など | 活動内容 | 横浜市からの情報提供 | |
|--------|--------------|--|---------|-----------------------------------|-----------------------|----|
| 連絡体制 | 本制 (又は注意) | 大雨注意報発表 | 連絡体制確立 | 統括管理者から各班に連絡体制を確立した旨連絡する | | |
| | | | | テレビ、インターネット、市防災情報メールなどから気象情報を入手する | | |
| | | | 警戒活動班 | 浸水に備えて土のうなどを準備する | | |
| 対策本部体制 | (又は警戒体制) | 大雨洪水警報発表 | 対策本部設置 | 統括管理者から各班に連絡を入れる | 有り | |
| | | | 本部運営班 | 館内放送等で利用者などに発表情報等を伝える | | |
| | | | 情報収集班 | 引き続き気象情報の入手に努める | | |
| | | | | 地表の降雨の様子や浸水の状況などを監視する | | |
| | | | 警戒活動班 | 浸水に備え土のうや防水板を設置する | | |
| | | | 避難誘導班 | 避難する際に障害となる物などについて経路の確認をする | | |
| | (又は非常体制) | ※避難準備情報発令 | 避難誘導班 | 要援護者施設では入所者等の避難に取り掛かる | 有り | |
| | | | 本部運営班 | 避難誘導指示 | 館内放送等で利用者などに発令内容等を伝える | 有り |
| | | 情報収集班 | | 近隣の施設に情報を伝える | | |
| | | 大雨特別警報発表 浸水の危険が増してきた又は 避難指示の発令 | 本部運営班 | 利用者の避難や営業時間の繰り上げなどを検討する | | |
| | | | 避難誘導班 | 利用者を安全な避難先に避難誘導する | 避難状況の把握と避難もれ等を確認する | |
| | | | | 災害時要援護者がいた場合には避難を助ける | | |
| | | | 警戒活動班 | 避難の妨げとならないよう土のうなどを調整する | | |
| | | 施設への著しい浸水など | 本部運営班 | 消防署などの公的機関に連絡し応援を求める | | |

※要援護者については、早期避難や利用者への移動時の協力の呼び掛けを行う。

2-6 防災訓練

地下街等の所有者又は管理者は、浸水を想定した各種訓練を行う必要があります。訓練の種類の一例は次のとおりです。

訓練は、出水期（5月から10月）が始まる前に、最低でも年1回以上は実施しましょう。

2-6-1 図上訓練

施設図面等を用いて行うシミュレーション型の訓練で、場所や時間に制約されず比較的手軽に行うことができるものです。

この図上訓練を行うことで、現状の危険性を把握し、その対応等について参加者全員で共通の認識を持つことができます。

2-6-2 実地訓練

浸水時に円滑かつ迅速な行動を取るために、浸水防止対策や避難誘導の実地訓練を行いましょう。この訓練を通じて、防災体制の点検と問題点の抽出を行い、必要に応じて設備等を是正していく必要があります。

■ 動員訓練

緊急連絡網を通じて所定の場所に動員する訓練

■ 対策本部設置訓練

対策本部の人員配備の訓練

■ 浸水防止訓練

排水用及び防水用資機材等の取扱訓練

■ 情報収集伝達訓練

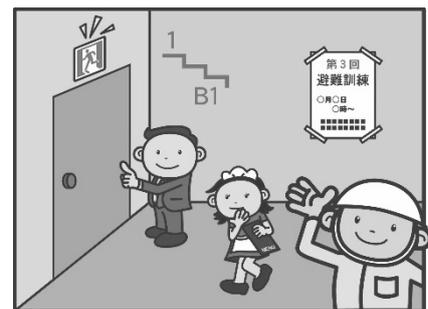
情報の収集方法とその伝達についての訓練

■ 避難訓練と避難誘導訓練

- ・避難するために必要な資機材等の配備と避難体制の確立に関する訓練
- ・避難誘導する際の災害時要援護者の避難誘導訓練

■ 救出救護訓練

地下に取り残された人を確認し救出するために取るべき行動についての訓練



3 避難確保・浸水防止計画の作成

避難確保・浸水防止計画の作成要領（例）

避難確保・浸水防止計画は、施設の規模などを考慮して作成しましょう。ここでは、比較的規模の大きな施設を対象に例示しています。

| 〇〇地下街等避難確保・浸水防止計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|------|-----|--------|------|------|-----|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| 記載する項目 | 記載例 | | | 考慮する事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 計画の目的 | <p>(1) 計画の目的 この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき必要な措置に関する計画を作成し、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とします。</p> <p>(2) 計画の修正 この計画の修正は、軽微な事項については地下街等の関係者協議のうえ決定するものとし、経費を必要とするなど重要な事項については、権限を有する者との協議のうえ決定します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 計画の対象範囲 | <p>(1) 〇〇地下街の地下空間の範囲 〇〇地下街を中心とした各接続ビルを包含した地域の範囲とします。</p> <p>(2) 接続ビルの状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>ビル名</th> <th>出入口数</th> <th>敷地面積</th> <th>地階数</th> <th>地上階数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> | | | ビル名 | 出入口数 | 敷地面積 | 地階数 | 地上階数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | <p>接続ビルの状況は、各ビル等の①出入口の数②敷地面積③地階数④地表階数、をそれぞれ記載します。</p> |
| ビル名 | 出入口数 | 敷地面積 | 地階数 | 地上階数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 計画の適用範囲 | この計画は、〇〇地下街に勤務し、又は利用する全ての者に適用します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 協議会の設置 | <p>災害発生時の対応を取る体制について事前に協議するため、協議会を設置します。協議会の構成は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>店舗名</th> <th>担当者名</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> | | | 店舗名 | 担当者名 | 連絡先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 店舗名 | 担当者名 | 連絡先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p>5 自衛水防組織の設置</p> | <p>(1) 浸水危険時に、迅速かつ効果的な対応をはかるため、別添1「自衛水防組織活動要領」に基づき、自衛水防組織を設置し、予め体制や役割を定めます。</p> <p>(2) 体制については、別表1「〇〇地下街自衛水防組織の編成と任務」のとおりとする。</p> <p>装備品については、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとします。</p> <p>役割については、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="491 611 1107 983"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>主な任務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>統括管理者</td><td></td></tr> <tr><td>本部運営班長</td><td></td></tr> <tr><td>本部運営班</td><td></td></tr> <tr><td>情報収集班長</td><td></td></tr> <tr><td>情報収集班</td><td></td></tr> <tr><td>警戒活動班長</td><td></td></tr> <tr><td>警戒活動班</td><td></td></tr> <tr><td>避難誘導班長</td><td></td></tr> <tr><td>避難誘導班</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施します。</p> <p>ア 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施します。</p> <p>イ 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達、避難誘導及び浸水防止対策に関する訓練を実施します。</p> | 組織 | 主な任務内容 | 統括管理者 | | 本部運営班長 | | 本部運営班 | | 情報収集班長 | | 情報収集班 | | 警戒活動班長 | | 警戒活動班 | | 避難誘導班長 | | 避難誘導班 | | |
|--------------------|---|----|--------|-------|--|--------|--|-------|--|--------|--|-------|--|--------|--|-------|--|--------|--|-------|--|--|
| 組織 | 主な任務内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 統括管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本部運営班長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本部運営班 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報収集班長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報収集班 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒活動班長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒活動班 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難誘導班長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難誘導班 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>6 防災体制</p> | <p>連絡体制及び対策本部は、次の目安により必要に応じて設置します。各班の業務内容については、別添2「〇〇地下街活動体制における班の業務内容」のとおりとします。</p> <p>(1) 連絡体制確立の基準</p> <p>ア 大雨洪水注意報が発表されたとき。</p> <p>イ 台風の襲来や大雨が予想される時。</p> <p>ウ 今後、浸水のおそれが予想される時。</p> <p>(2) 対策本部設置の基準</p> <p>ア 大雨特別警報、大雨洪水警報が発表されたとき。</p> <p>イ 避難指示等が発令されたとき。</p> <p>ウ 鶴見川・多摩川洪水予報（洪水警報）が発表され</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-------------------|---|--|
| | <p>たとき。</p> <p>エ 水位周知河川で避難判断水位情報が発表されたとき。</p> <p>オ その他、高潮や津波等での浸水の危険が予想されたとき。</p> <p>(3) 対策本部設置場所 対策本部は、〇〇地下街△△に設置します。</p> <p>(4) 対策本部の解散 対策本部は水害の危険が解消されたと認められたとき、あるいは水害の発生による応急対策が完了したと認められるときに解散します。</p> | |
| <p>7 情報収集及び伝達</p> | <p>(1) 情報収集体制 浸水の危険性把握のために、次により情報の収集を行います。</p> <p>ア 収集する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報 ・ 河川水位情報 ・ 行政機関からの情報 <p>イ 収集手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットによる収集 ・ 防災情報Eメールに登録してメールで情報を収集する。 ・ テレビ、ラジオ、携帯電話等から情報を収集する。 ・ 地上部の状況を目視で確認する。 <p>(2) 情報伝達体制 浸水の危険性を感じたとき、各種情報により浸水の予測があったときには、速やかに情報を伝達します。伝達の体制図については、別添3「〇〇地下街緊急連絡網」及び別添4「〇〇地下街外部機関等への緊急連絡網」のとおりです。</p> <p>また、地下で接続する他のビル等へも情報を伝え、共同して体制をとります。</p> | <p>情報の収集手段については、CCTVカメラなどを施設に整備し、入手することもできます。行政機関からの情報を受け取る場合、FAX番号や電子メールアドレスを登録します。</p> <p>停電時に備え、乾電池、バッテリー等を備蓄します。</p> |

| | | |
|-----------------------|---|---|
| <p>8 浸水防止に関する警戒活動</p> | <p>地下街等への浸水を防止するため、危険度の段階によって対策をとります。</p> <p><第1段階></p> <p>ア 参考とする気象情報 大雨洪水注意報や局地的な大雨など</p> <p>イ 対応する内容 浸水に備えた準備を行います。</p> <p>ウ 対応する人員 統括管理者及び警戒活動班員</p> <p><第2段階></p> <p>ア 参考とする気象情報 大雨特別警報、大雨洪水警報など</p> <p>イ 対応する内容 土のうや防水板の設置などにより、浸水に備えます。 浸水状況の確認を行います。</p> <p>ウ 対応する人員 警戒活動班</p> <p><第3段階></p> <p>ア 参考とする気象情報等 避難指示等発令</p> <p>イ 対応内容 避難します。</p> | <p>注意報や台風の影響など、浸水が予想される場合には、あらかじめ出入口付近に土のう等を準備し、素早い対応が図れるようにしておきましょう。</p> |
| <p>9 避難誘導</p> | <p>(1) 避難誘導の原則 地下街等に浸水が予想され、又は雨水等が流入してきた場合には、利用者の避難を最優先に行います。</p> <p>(2) 避難時期 避難指示等が発令された場合又は統括管理者の判断により行います。</p> <p>(3) 避難経路 避難経路及び安全な避難先については、事前に検討しておきます。避難経路図を作成し、利用者の目に付きやすい場所に標示します。また、地下街等の従業員へも周知します。 なお、避難経路図については、別添5「〇〇地下街避難経路図」のとおりです。</p> | <p>浸水被害時には停電の可能性</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>(4) 避難誘導方法及び留意事項</p> <p>ア 利用者がパニックにならないように、避難誘導班をはじめ、各班員は落ち着いて行動します。</p> <p>イ 館内放送設備などを使って、現在の浸水等の状況について利用者に説明するとともに、落ちついて避難するよう呼びかけます。</p> <p>ウ 避難誘導班が所定の位置につき、利用者を安全な方法で避難させます。</p> <p>エ 浸水による停電が考えられるため、エレベーターやエスカレーターを停止させるとともに、これらの設備を利用しないよう周知します。</p> <p>オ 災害時要援護者の避難に際しては、周りの人達の協力を得ながら、迅速に避難誘導します。</p> <p>カ 一斉停電に備え、各店舗等には、平常時から懐中電灯等を用意しておきます。</p> <p>(5) 館内放送の内容</p> <p>周知すべき内容の気象情報を入手した際や、避難指示などの情報を入手した場合には、次のとおり館内放送等を利用して、利用者に知らせます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><気象情報入手の際の放送内容></p> <p>「<例>こちらは、〇〇です。ただいま〇〇(情報の入手先)より、(気象に関する) 〇〇注意報(警報)の発表がありました。ただちに〇〇してください。」</p> <p><避難指示等入手の際の放送内容></p> <p>「<例>こちらは、〇〇です。ただいま〇〇(「横浜市」等、情報の入手先)より、避難指示の発令がありました。従業員の指示に従い〇〇してください。」</p> </div> | <p>があります。絶対にエレベーターの使用はしないようにしましょう。閉じ込めの原因となり、救出することができなくなります。</p> <p>アナウンスする内容は事前に決めておき、迅速な対応が図れるようにしておきましょう。</p> <p>気象に関する情報は「発表」と呼びます。また、避難指示や指示は「発令」と呼びます。</p> |
|--|---|---|

| <p>10 防災教育</p> | <p>(1) 防災教育の計画 従業員等に対し、日頃からの防災に対する心構えや、いざという時の対応方法、また、災害時要援護者への配慮などを教育し、自主防災への積極的な取組を図ります。</p> <p>(2) 防災教育及び研修の時期 地下街等の従業員等に対して、次の内容を教育します。また、教育を行う時期については、次表のとおりです。</p> <p><教育内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難確保及び浸水防止対策の内容の周知徹底 ・ 防災体制の周知徹底 ・ 水害に関する事項の周知徹底 ・ その他、施設の防災管理上必要な事項 <p><教育実施時期></p> <table border="1" data-bbox="411 925 1193 1126"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>対 象 者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 月</td> <td>新採用の従業員等</td> <td>・・・</td> </tr> <tr> <td>5 月及び 9 月</td> <td>全従業員</td> <td>・・・</td> </tr> <tr> <td>随時</td> <td>班別</td> <td>・・・</td> </tr> </tbody> </table> | 時 期 | 対 象 者 | 内 容 | 4 月 | 新採用の従業員等 | ・・・ | 5 月及び 9 月 | 全従業員 | ・・・ | 随時 | 班別 | ・・・ | |
|----------------|--|---|-------|-----|-----|----------|-----|-----------|------|-----|----|----|-----|--|
| 時 期 | 対 象 者 | 内 容 | | | | | | | | | | | | |
| 4 月 | 新採用の従業員等 | ・・・ | | | | | | | | | | | | |
| 5 月及び 9 月 | 全従業員 | ・・・ | | | | | | | | | | | | |
| 随時 | 班別 | ・・・ | | | | | | | | | | | | |
| <p>11 防災訓練</p> | <p>(1) 防災訓練の計画 浸水などの被害を防止し、実際の浸水時に素早い対応を図るため、従業員等を参加させた訓練を行います。また、地下で接続する他のビルと共同で訓練を行うほか、各種団体等とも協力して開催します。</p> <p>(2) 防災訓練の内容</p> <p>ア 動員訓練 緊急連絡網を通じて所定の場所に動員する訓練</p> <p>イ 対策本部設置訓練 対策本部の人員配備に関する訓練</p> <p>ウ 浸水防止訓練 浸水防止用資機材等の取扱いに関する訓練</p> <p>エ 情報収集伝達訓練 情報の収集方法とその伝達についての訓練</p> | <p>災害時要援護者の避難訓練等については、ボランティアグループや NPO 等と協力して、実際に近い形で行うと効果的でしょう。</p> <p>「防災訓練の内容」については、具体的な内容をお書きください。</p> | | | | | | | | | | | | |

| | <p>オ 避難訓練と避難誘導訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難するために必要な資機材等の配備と避難体制に関する訓練 ・避難誘導する際の災害時要援護者の避難誘導に関する訓練 <p>カ 救出救護訓練</p> <p>救出や救護に関する訓練</p> <p>(3) 訓練実施時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>対 象 者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>新採用の従業員等</td> <td>・・・</td> </tr> <tr> <td>5月及び9月</td> <td>全従業員</td> <td>・・・</td> </tr> <tr> <td>随時</td> <td>班別</td> <td>・・・</td> </tr> </tbody> </table> | 時 期 | 対 象 者 | 内 容 | 4月 | 新採用の従業員等 | ・・・ | 5月及び9月 | 全従業員 | ・・・ | 随時 | 班別 | ・・・ | |
|---------------|--|--|-------|-----|----|----------|-----|--------|------|-----|----|----|-----|--|
| 時 期 | 対 象 者 | 内 容 | | | | | | | | | | | | |
| 4月 | 新採用の従業員等 | ・・・ | | | | | | | | | | | | |
| 5月及び9月 | 全従業員 | ・・・ | | | | | | | | | | | | |
| 随時 | 班別 | ・・・ | | | | | | | | | | | | |
| 12 施設及び資機材の整備 | <p>(1) 浸水に備えるため、〇〇などの施設の整備を行います。</p> <p>(2) 浸水に備えるため、土のう等の浸水防止用資機材等を準備しておき、保管場所や使用方法について、従業員等に周知します。</p> | 本冊子 P.9 以降を参照に現行の整備状況及び今後の予定等をお書きください。 | | | | | | | | | | | | |
| 別添 1 | 〇〇地下街自衛水防組織活動要領 | | | | | | | | | | | | | |
| 別添 2 | 〇〇地下街活動体制における班の業務内容 | | | | | | | | | | | | | |
| 別添 3 | 〇〇地下街緊急連絡網 | | | | | | | | | | | | | |
| 別添 4 | 〇〇地下街外部機関等への緊急連絡網 | | | | | | | | | | | | | |
| 別添 5 | 〇〇地下街避難経路図 | | | | | | | | | | | | | |
| 別表 1 | 〇〇地下街自衛水防組織の編成と任務 | | | | | | | | | | | | | |
| 別表 2 | 自衛水防組織装備品リスト | | | | | | | | | | | | | |

別添 1 自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあつては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時等において避難確保・浸水防止計画に基づく円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動等について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、本部運営班、情報収集班、警戒活動班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) ○○○○（最低限、通信設備を有する場所とする。）を自衛水防組織の活動拠点とし、本部運営班及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

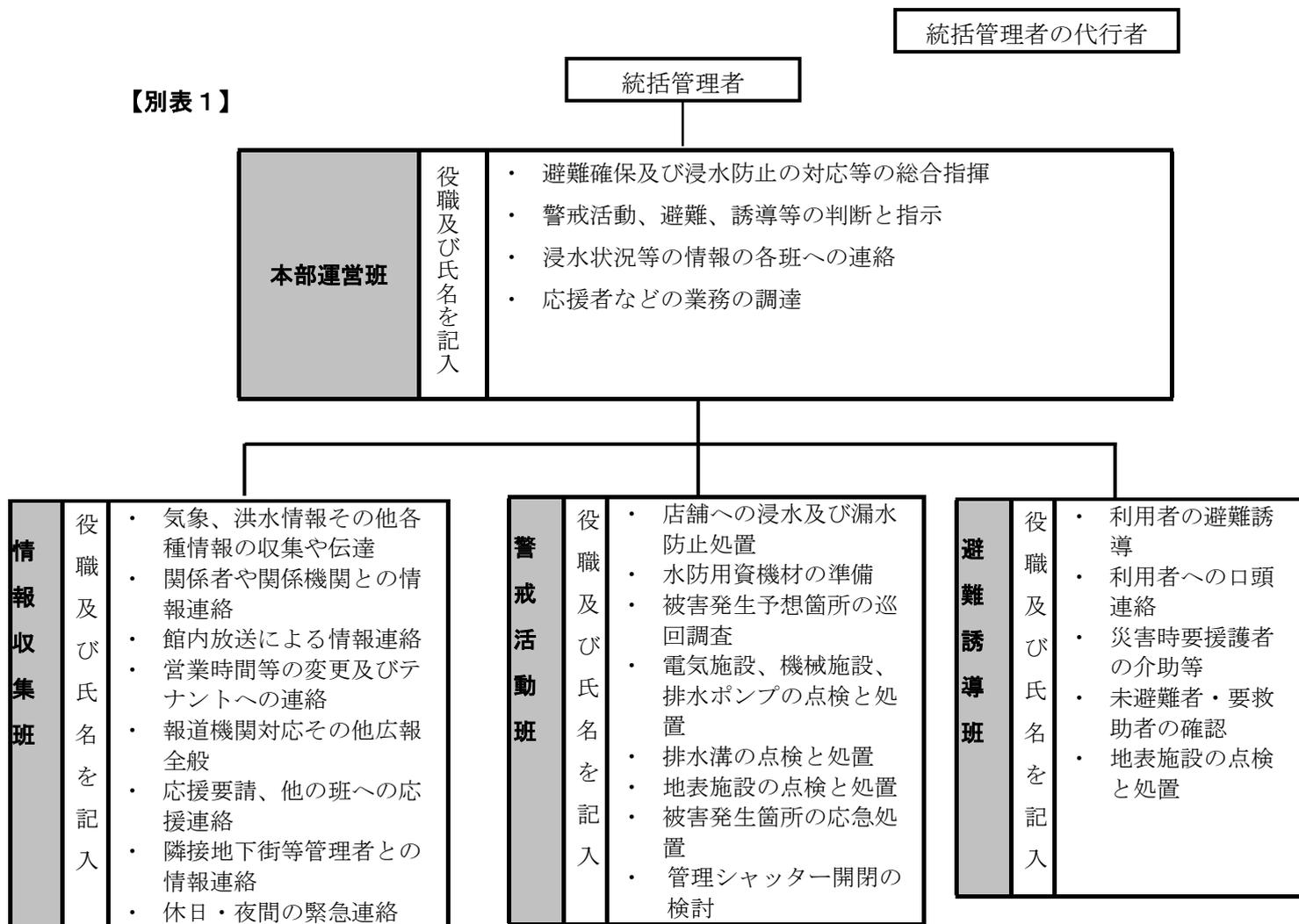
(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が○○○○に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき情報収集、浸水防止及び避難誘導等の活動を行うものとする。

〇〇地下街自衛水防組織の編成と任務

ここでは、対策本部の体制の一例をご紹介します。(必ずしも、このとおりにする必要はありません。)



自衛水防組織装備品リスト

【別表 2】

| 任 務 | 装 備 品 |
|-------|--|
| 各班共通 | 名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| 警戒活動班 | 水防用資機材（土のう、水のう、防水板、ブルーシート等） ※水のう：水を含ませることによって、土のうのように浸水防止を図るもの |
| 避難誘導班 | 誘導の標識（案内旗等） 携帯用拡声器 |

別添 2 ○○地下街活動体制における班の業務内容

| | | 事柄 | 対応する班 など | 活動内容 | 横浜市から の情報提供 |
|-----------------|--------------|--|-------------|--|----------------|
| 連絡体制 | (又は注意 体制) | 大雨注意報発 表 | 連絡体制確 立 | 統括管理者から各班に連絡体制を確立した旨連絡する テレビ、インターネット、市防災情報Eメールなどから気象情報を入手する | |
| | | | 警戒活動班 | 浸水に備えて土のうなどを準備する | |
| 対策本部体制 | (又は警戒体制) | 大雨洪水警報 発表 | 対策本部設 置 | 統括管理者から各班に連絡を入れる | 有り |
| | | | 本部運営班 | 館内放送等で利用者などに発表情報等を伝える | |
| | | | 情報収集班 | 引き続き気象情報の入手に努める 地表の降雨の様子や浸水の状況などを監視する | |
| | | | 警戒活動班 | 浸水に備え土のうや防水板を設置する | |
| | | | 避難誘導班 | 避難する際に障害となる物などについて経路の確認をする | |
| | (又は非常体制) | ※避難準備情 報発令 | 避難誘導班 | 要援護者施設では入所者等の避難に取り掛かる | 有り |
| | | 大雨特別警報 発表 浸水の危険が 増してきた又 は避難指示の 発令 | 本部運営班 | 避難誘導指示 館内放送等で利用者などに発令内容等を伝える | 有り |
| | | | 情報収集班 | 近隣の施設に情報を伝える | |
| | | | 本部運営班 | 利用者の避難や営業時間の繰り上げなどを検討する | |
| | | | 避難誘導班 | 利用者を安全な避難先に避難誘導する 避難状況の把握と避難もれ等を確認する | |
| | | | | 災害時要援護者がいた場合には避難を助ける | |
| | | | 警戒活動班 | 避難の妨げとならないよう土のうなどを調整する | |
| 施設への著し い浸水など | 本部運営班 | 消防署などの公的機関に連絡し応援を求める | | | |

※要援護者については、早期避難や利用者への移動等の呼び掛けを行う。

【情報収集方法】

- ・インターネットにより情報を収集する
- ・横浜市危機管理室ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/information.html>

- ・横浜市防災情報Eメールで防災情報等を入手する。

entry-yokohama@bousai-mail.jp

- ・ツイッターで災害関連情報を入手する。

https://twitter.com/yokohama_saigai

- ・河川水位情報をホームページで確認する。

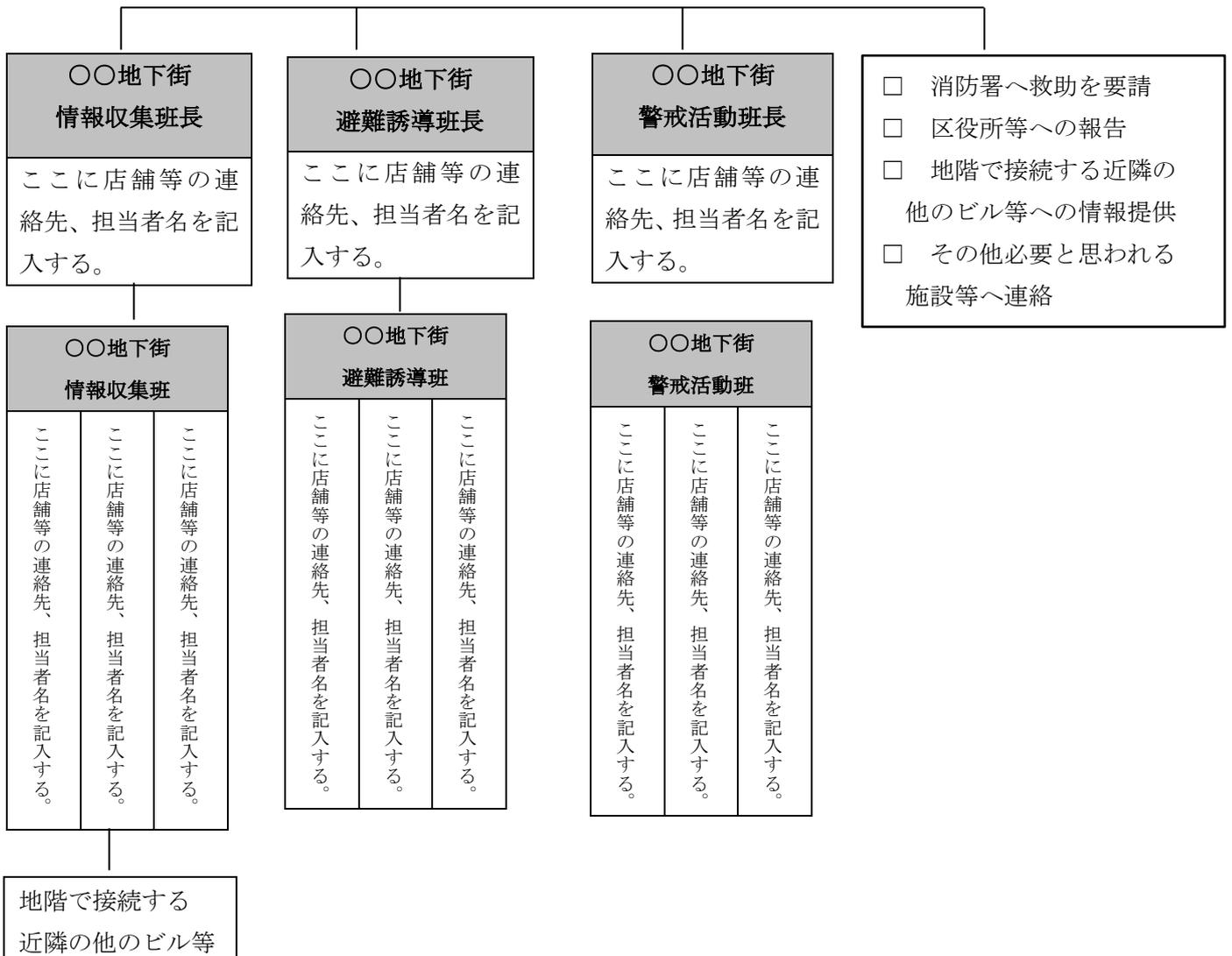
<https://mizubousai.city.yokohama.lg.jp/index.html>

別添3 ○○地下街緊急連絡網

ここでは、緊急連絡網の一例をご紹介します（必ずしも、このとおりにする必要はありません。）。

| フロア | 内線番号 | フロア責任者 | |
|-------|------|--------------|--------------|
| 5階 | | 店舗名及びフロア責任者等 | 店舗名及びフロア責任者等 |
| 4階 | | 店舗名及びフロア責任者等 | 店舗名及びフロア責任者等 |
| 3階 | | 店舗名及びフロア責任者等 | 店舗名及びフロア責任者等 |
| 2階 | | 店舗名及びフロア責任者等 | 店舗名及びフロア責任者等 |
| 1階 | | 店舗名及びフロア責任者等 | 店舗名及びフロア責任者等 |
| 地下1階 | | 店舗名及びフロア責任者等 | 店舗名及びフロア責任者等 |
| 地下駐車場 | | 店舗名及びフロア責任者等 | 店舗名及びフロア責任者等 |

○○地下街 統括管理者
ここに店舗等の連絡先、担当者名を記入する。

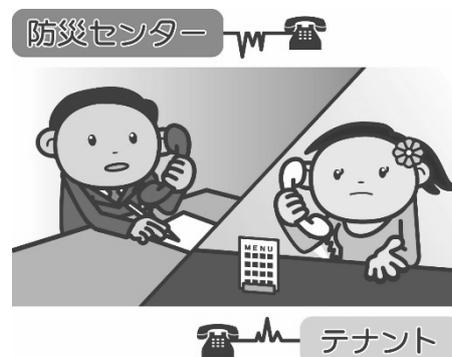


別添4 ○○地下街外部機関等への緊急連絡網

ここでは、緊急連絡網の一例をご紹介します（必ずしも、このとおりにする必要はありません）。

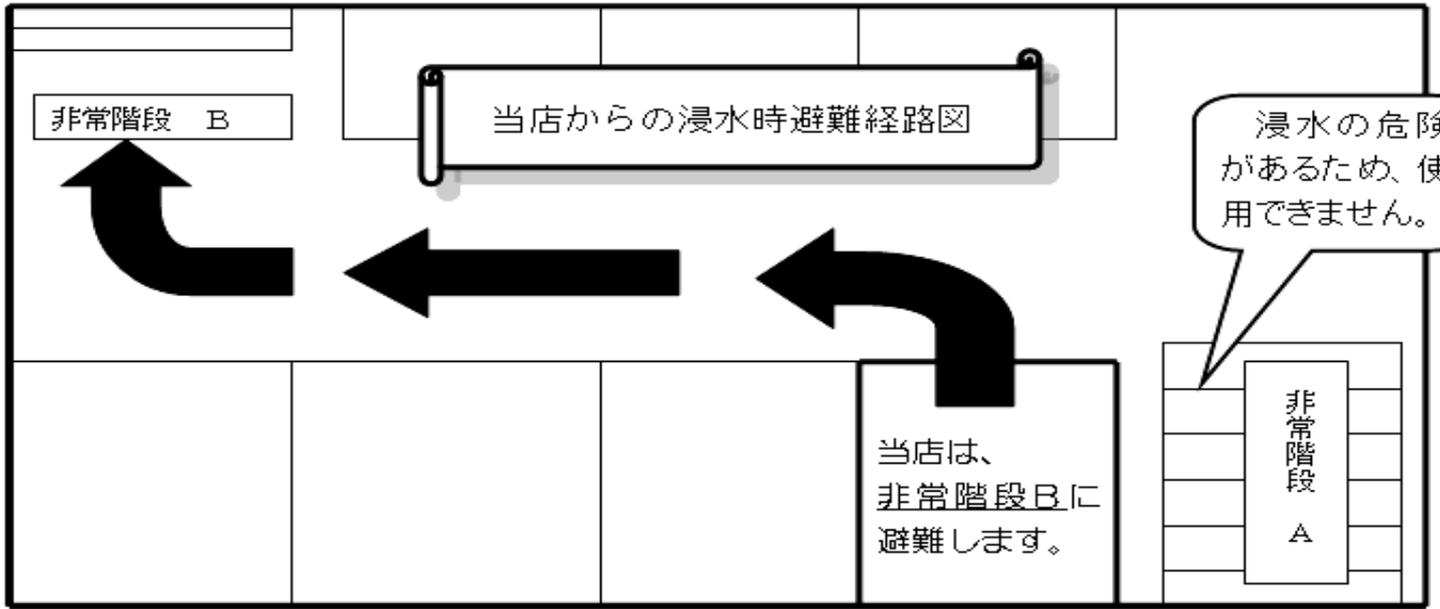
| 連絡先 | 担当部署 | 担当者等 | 電話番号 | 連絡可能時間 | 備考 |
|--------|------|------|------|--------|----|
| 消防署 | | | | | |
| 警察署 | | | | | |
| 横浜市役所 | | | | | |
| 区役所 | | | | | |
| 土木事務所 | | | | | |
| 近隣施設 1 | | | | | |
| 近隣施設 2 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

情報収集して得た情報は、施設内関係者や隣接する施設等へも、積極的に伝達し、情報の共有化に努めましょう。



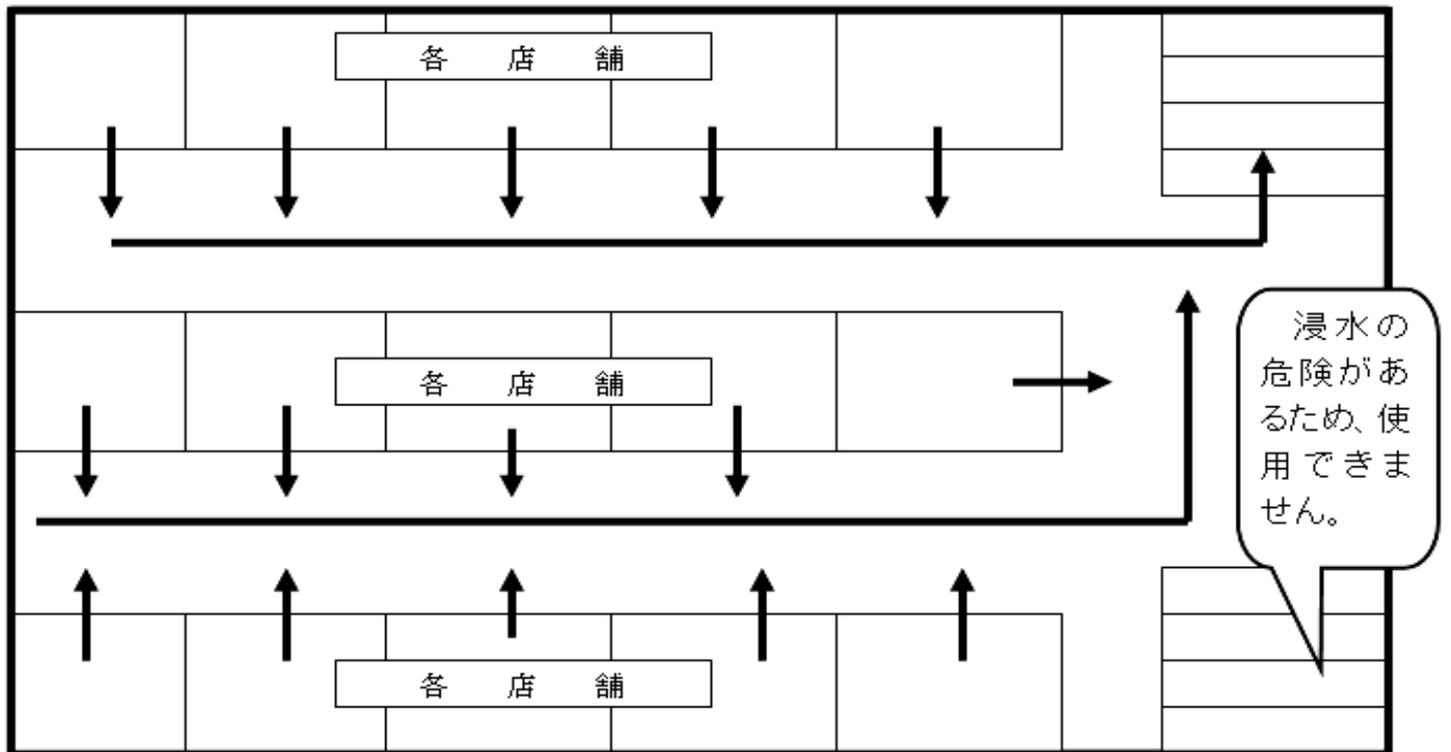
別添5 ○○地下街避難経路図

各店舗に標示する避難経路図（例）



避難する際は、係員の指示に従ってください。その際は、慌てずに冷静に行動してください。

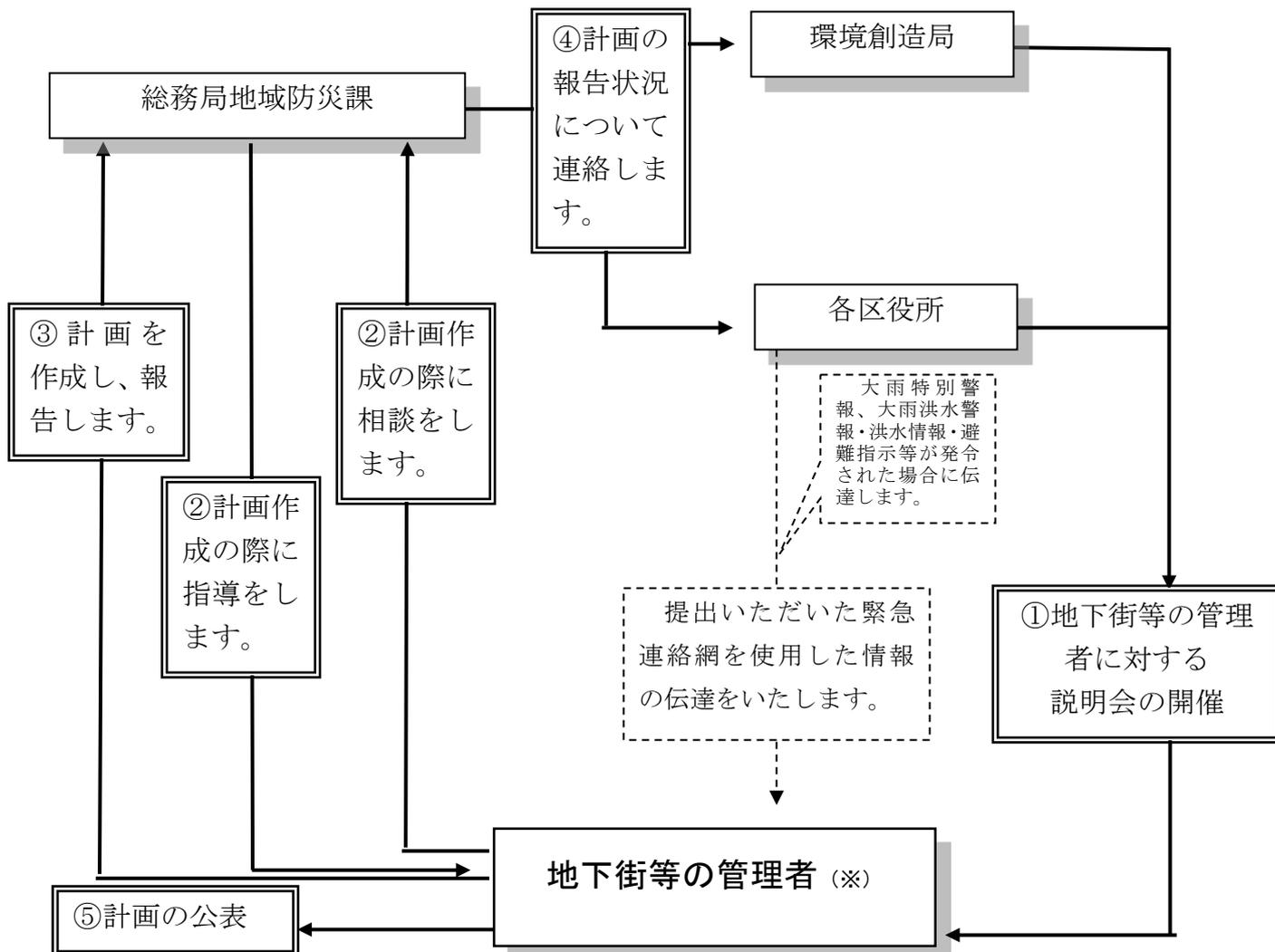
施設全体の避難経路図（例）



4 計画の報告と公表

4-1 計画報告の流れ

避難確保・浸水防止計画の作成から報告までの流れは概ね次のとおりです。また、この計画上の「緊急連絡網」を使って、区役所から避難指示等の情報が伝達されます。



(※) 管理者とは、地下街等の所有者又は管理者をいう。

【水防法第15条の2 抜粋】
 (第1項)
 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
 (第2項)
 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
 (第3項)
 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
 (第4項)
 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

4-2 計画の報告

「避難確保・浸水防止計画」を作成した場合には、速やかに総務局地域防災課へ報告してください。

また、本計画全般に係わる質問や、横浜市防災計画についてのお問合せ、「避難確保・浸水防止計画」の作成についての相談も受け付けていますので、総務局地域防災課までお尋ねください。

| 計画に関する問合せ先 | | |
|----------------|--------------------|----------|
| 危機管理室 地域防災課 | 中区本町6-50-10（横浜市役所） | 671-3456 |

4-3 横浜市に提出する書類

- 避難確保・浸水防止計画作成（変更）報告書 1部（P41）
- 避難確保・浸水防止計画 1部

4-4 計画の公表

作成した計画は横浜市に報告した後、従業員及び利用者に向けて次のとおり公表します。
※計画の公表は、水防法で義務付けられています。

| | |
|------|---|
| 公表項目 | <ul style="list-style-type: none">・ 地下街等の浸水の危険性・ 避難誘導・防災体制（避難先、避難誘導方法について）・ 避難安全対策施設の整備（避難安全対策施設の効果等）・ 防災教育、防災訓練、啓発活動 など |
| 公表方法 | <ul style="list-style-type: none">・ 浸水時対応マニュアル（従業員などへの周知徹底）・ 利用者への啓発（パンフレットによる啓発、案内板などによる避難先・避難経路等の周知など）・ 一般への公表（浸水対策の取組をホームページに掲載） |

5-1 消防法施行令 別表第1 (関係部分抜粋)

| | | |
|-------|---|---|
| (一) 項 | イ | 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 |
| | ロ | 公会堂又は集会場 |
| (二) 項 | イ | キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの |
| | ロ | 遊技場又はダンスホール |
| | ハ | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに（一）項イ、（四）項、（五）項イ及び（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの |
| | ニ | カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの |
| (三) 項 | イ | 待合、料理店その他これらに類するもの |
| | ロ | 飲食店 |
| (四) 項 | | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 |
| (五) 項 | イ | 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの |
| (六) 項 | イ | <p>次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。）を有すること。</p> <p>(ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する診療所</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>(3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有す診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所</p> <p>(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>次に掲げる防火対象物</p> <p>□ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 救護施設</p> <p>(3) 乳児院</p> <p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）</p> |
|--|---|

| | | |
|----------|---|---|
| | ハ | <p>次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和23年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> |
| | ニ | 幼稚園又は特別支援学校 |
| (九) 項 | イ | 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの |
| (十三) 項 | イ | 自動車車庫又は駐車場 |
| (十六の二) 項 | | 地下街 |

5-2 避難確保・浸水防止計画 作成(変更)報告様式

(様式1)

地下街等の避難確保・浸水防止計画作成(変更)報告書

| | | |
|--|-------------------------|--------|
| 横浜市長 所有者・管理者 が報告します。 住所 _____ 施設の所有者名 又は管理者名 _____ 電話番号 _____ | 年 月 日 | |
| 水防法第15条の2に基づき、別添のとおり避難確保・浸水防止計画を作成(変更)したので報告します。 | | |
| 施設の所在地 | | |
| 施設の名称 変更の場合は 変更後の名称 | | |
| 施設の用途 その他必要な事項 変更の場合は 主要な変更点事項 | | |
| 自衛水防組織の設置 | 統括管理者の氏名・連絡先 | 別紙のとおり |
| | 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置 | |
| | 洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先 | |
| ※ 受付印 | | ※ 経過欄 |
| | | |

備考:

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること
- 2 ※欄は、記入しないこと

※ 報告する者の住所、電話番号は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び電話番号を記入してください。

避難確保・浸水防止計画 作成(変更)報告様式 記入見本

(様式1)

地下街等の避難確保・浸水防止計画作成(変更)報告書

※ 記入見本を「太字」で記載しています。

| | | |
|---|--|---|
| 横浜市 長 | | ① 提出年月日を記入します。 年 月 日 |
| ② いずれか該当する方に丸をします。 所有者・管理者 が報告します。 | | |
| 住所 | | ③ 当該施設を所有又は管理する法人等の住所を記入します。 |
| 施設の所有者名 又は管理者名 | | ④ 当該施設の所有者名又は管理者名を記入します。 |
| 電話番号 | | ⑤ 当該施設を所有又は管理する法人等の電話番号を記入します。 |
| ⑥ 「作成(変更)」のうち、不要部分を「=」で抹消します。 水防法第15条の2に基づき、別添のとおり避難確保・浸水防止計画を作成(変更)したので報告します。 | | |
| 施設の所在地 | ⑦ 当該施設の所在地を記入します。 | |
| [施設の名称 変更の場合は 変更後の名称] | ⑧ 当該施設の名称を記入します。 変更報告の場合は、変更後の名称を記入します。 | |
| [施設の用途 その他必要な事項 変更の場合は 主要な変更点事項] | ⑨ 当該施設の名称を記入します。 変更報告の場合は、主な変更事項を記入します。 | |
| 自衛水防組織の設置 | 統括管理者の氏名・ 連絡先 | ⑩ 統括管理者の氏名、連絡先を記入します。 |
| | 自衛水防組織の内部 組織の編成及び要員 の配置 | ⑪ 別紙のとおり |
| | 洪水予報等の伝達を 受ける構成員の氏名 及び連絡先 | ⑫ 洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名、 連絡先 (FAX 番号、電子メールアドレス) を記入します。 |
| ※ 受付印 | | ※ 経過欄 |
| ※ この欄には何も記入しないでください。 | | |

備考:

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること
- 2 ※欄は、記入しないこと

※ 報告する者の住所、電話番号は、法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び電話番号を記入してください。

出典及び参考資料

出典：

- (財)日本建築防災協会 「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」
- (財)日本建築防災協会 「地下空間における浸水対策ガイドライン」
- (財)日本建築防災協会、建築物防災推進協議会
「浸水時の地下室の危険性について -地下室を安全に使うために」

参考資料：

- 札幌市「地下空間浸水対策マニュアル作成の手引き」
- 札幌市「水防計画」
- 広島市「地下空間の浸水に気をつけましょう！」リーフレット
- 大阪市「避難確保計画（案）」
- 横浜市「防火管理マニュアル」
- 国土交通省ホームページ
- 総務省消防庁ホームページ

横浜市地下街等の避難確保・浸水防止計画 作成マニュアル

横浜市総務局危機管理室

横浜市中区本町6丁目 50-10

電話 045-671-3456 FAX 045-641-1677

